

志太広域事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係市と協議の上、志太広域事務組合同規約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

志太広域事務組合同規約の一部を変更する規約

志太広域事務組合同規約（昭和47年静岡県指令地第300号）の一部を次のように変更する。

第14条第2項中「別表第1」を「別表」に改める。

第5章を削る。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

附 則

この規約は、知事の許可の日から施行する。